資料2

子ども･子育て新制度について

平成25年11月6日
昭和町子ども･子育て会議

子育てをめぐる現状と課題について

○急速な少子化の進行　（平成23年合計特殊出生率　1.39）

○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状

・独身男女の約９割が結婚意思を持っており、希望子ども数も２人以上。

・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。

○子ども・子育て支援が質・量ともに不足

・家族関係社会支出の対ＧＤＰ比の低さ

（日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、ｽｳｪｰﾃﾞﾝ：3.35%）

○子育ての孤立感と負担感の増加

○深刻な待機児童問題

○放課後児童クラブの不足「小1の壁」

○Ｍ字カーブ（３０歳代で低い女性の労働力率）

○質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性

○子育て支援の制度・財源の縦割り

○地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

・待機児童の解消

・地域の保育を支援

・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の充実

※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

○検討の経緯

平成22年	1月29日	少子化社会対策会議決定により、子ども・子育て新システム検討会議を設け、検討を開始
	4月27日	「子ども・子育て新システムの基本的方向」（子ども・子育て新システム検討会議決定）
	6月29日	「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」（少子化社会対策会議決定）
平成23年	7月1日	社会保障・税一体改革成案について（閣議報告） ※1
	7月29日	「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」（少子化社会対策会議決定）
平成24年	3月2日	「子ども・子育て新システムの基本制度について」（少子化社会対策会議決定）
	8月22日	社会保障制度改革推進法及び子ども・子育て関連3法（※2）の交付
平成25年	4月26日	第1回子ども・子育て会議（※3） 以降、計7回開催
	8月6日	地方自治体担当者向け説明会の開催（平成23年度以降6回目）

※1　改革の優先順位として、①子ども・子育て支援、若者雇用対策を掲げる。
※2　・子ども・子育て支援法
・認定こども園法一部改正法
（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する　法律の一部を改正する法律）
・整備法
（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の　総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）
※3　子ども・子育て支援法において、各種基準及び給付費の額の算定基準等を定める際にあらかじめ意見を聞かなければならないとされている組織

子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

子ども・子育て関連3法（平成24年8月成立）の趣旨と主なポイント

◆３法の趣旨

自公民３党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

＊地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進

・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ　（株式会社等の参入は不可）

・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）**の充実**

【ポイント①】
・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

※国説明会資料参照

施設型給付の創設

○ 施設型給付については、次のような給付構成を基本とする。

a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

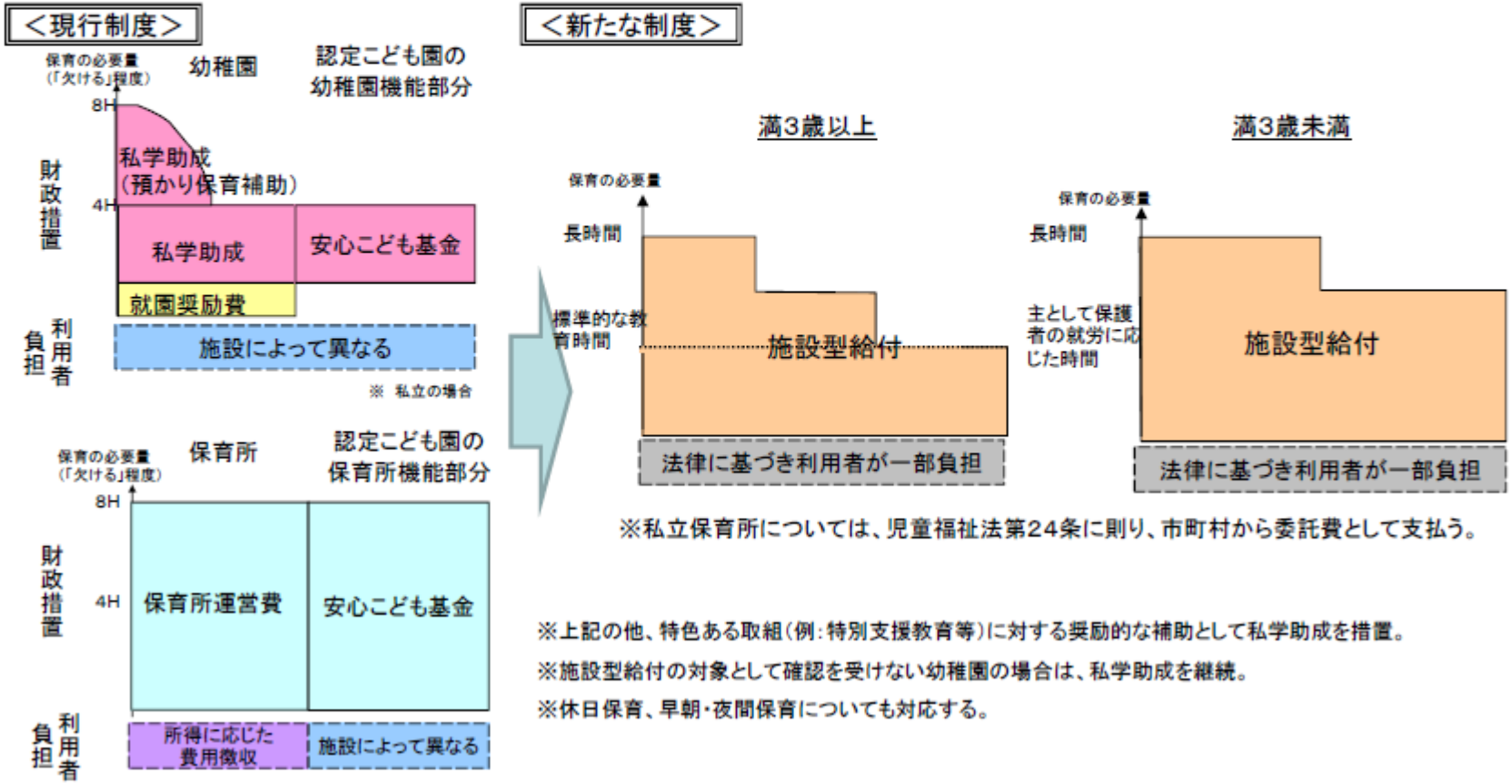

※私立保育所については、児童福祉法第24条に則り、市町村から委託費として支払う。

※上記の他、特色ある取組（例：特別支援教育等）に対する奨励的な補助として私学助成を措置。

※施設型給付の対象として確認を受けない幼稚園の場合は、私学助成を継続。

※休日保育、早朝・夜間保育についても対応する。

【ポイント②】
・認定こども園制度の改善

※国説明会資料参照

新たな幼保連携型認定こども園

○ 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。
また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

※ 満3歳未満児の受入れは義務付けないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園の普及を促進する。

○ 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

※ 幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。

※ 幼保連携型認定こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。

○ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。（既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。）

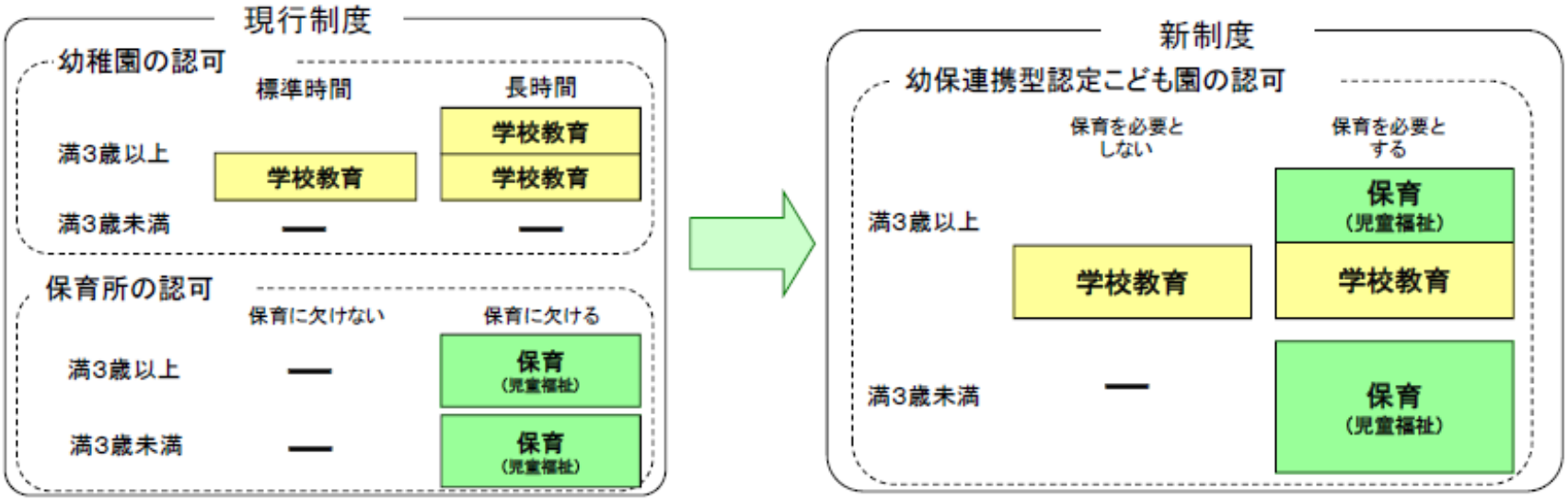

【ポイント③】

・地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

※国資料参照

（現行）　多様な子育て支援のニーズに対応したサービス

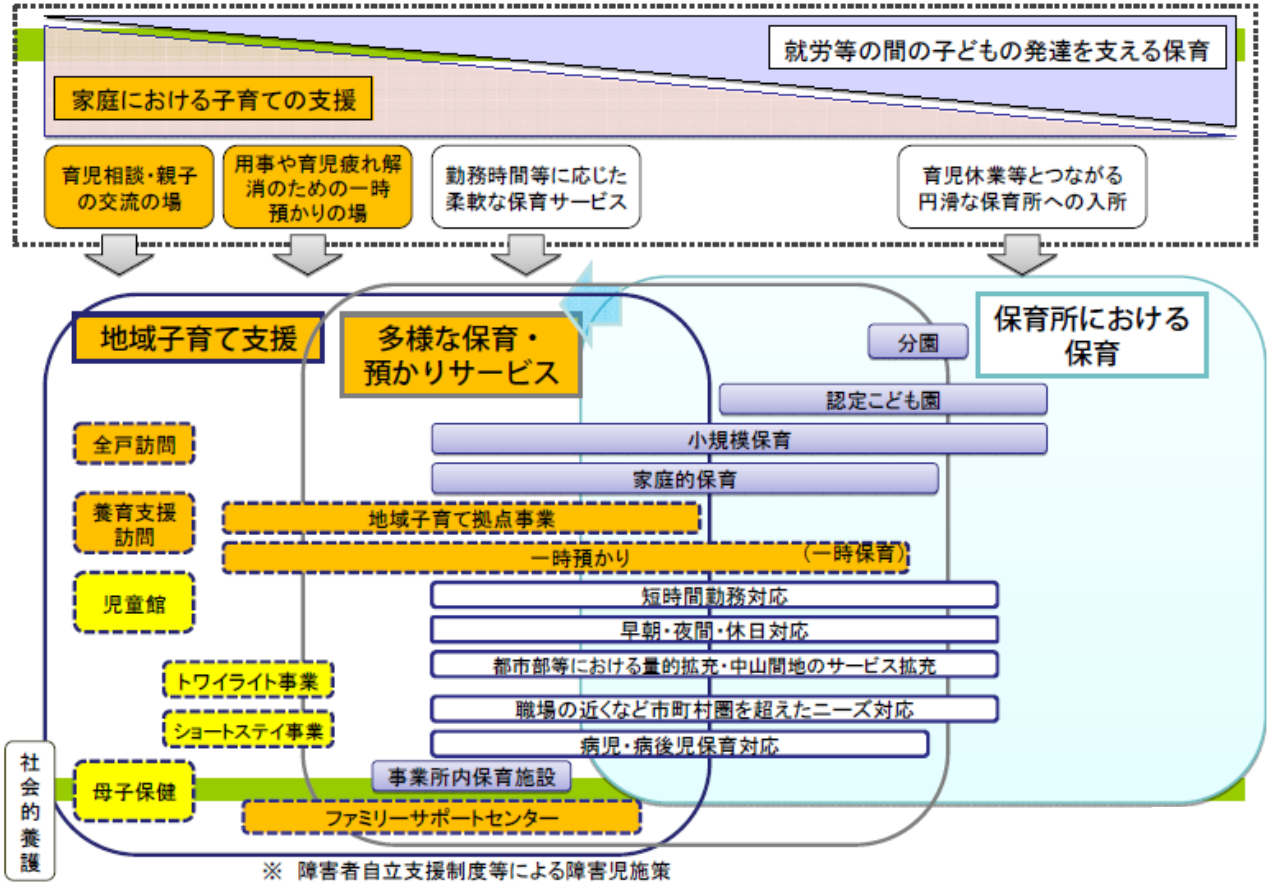

※国説明会資料参照

地域子ども･子育て支援事業の対象範囲について

○　地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法定する。

- 利用者支援
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 子育て短期支援事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

一番大きく変わること

【保育園】【幼稚園】【こども園】
の利用

利用手続き等のイメージ

……の前に

【保育園】【幼稚園】【こども園】
の違いを確認しておきましょう

【保育園】

目　的： 保護者が働いているなどの何らかの理由によって**保育に欠ける**児童を預り保育すること
対　象： 0～6歳(未就学児)の保育に欠ける子ども
申込み： 市町村の窓口
料　金： 保護者の前年度の所得で**市町村が決定、徴収**
運営費補助金：児童の住む市町村に申請、国・県・市町村負担

【幼稚園】

目　的： 幼児を**教育**し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長すること
対　象： 満3歳から小学校就学までの子ども
申込み： 各幼稚園に直接
料　金： **幼稚園が決定、徴収**（保護者に就園支援の補助金あり）
運営費補助金：県に申請、国・県負担

【こども園】

目　的： 保育及び教育並びに保護者に対する**子育て支援の総合的な提供**を行う施設であり、親が働いている・いないにかかわらず利用できる
対　象： 保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子ども
申込み： 型により異なる（H27年からはこども園に直接）
料　金： 市町村が決定、こども園が徴収
運営費補助金：児童の住む市町村に申請、国・県・市町村負担

※国説明会資料参照

本制度における行政が関与した利用手続き

- ○ 市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。
- ○ 施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする（保育料等は施設が利用者から徴収）。
- ○ 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。
- ○ 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準※に基づき、選考を行う。

※ 保育の必要性の認定を受けた子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。保育の必要性の認定を受けない子どもについては、施設の設置者が定める選考基準（選考方法）に基づき選考することを基本とする。

- ○ ただし、私立保育所については、児童福祉法第24条第1項により、保育所における保育を行うため、市町村と利用者が契約し、私立保育所に対して委託費を支払うこととする。その際、保育料も市町村が徴収する。
- ○ 公的契約に関する市町村の関与の詳細については、19頁参照。

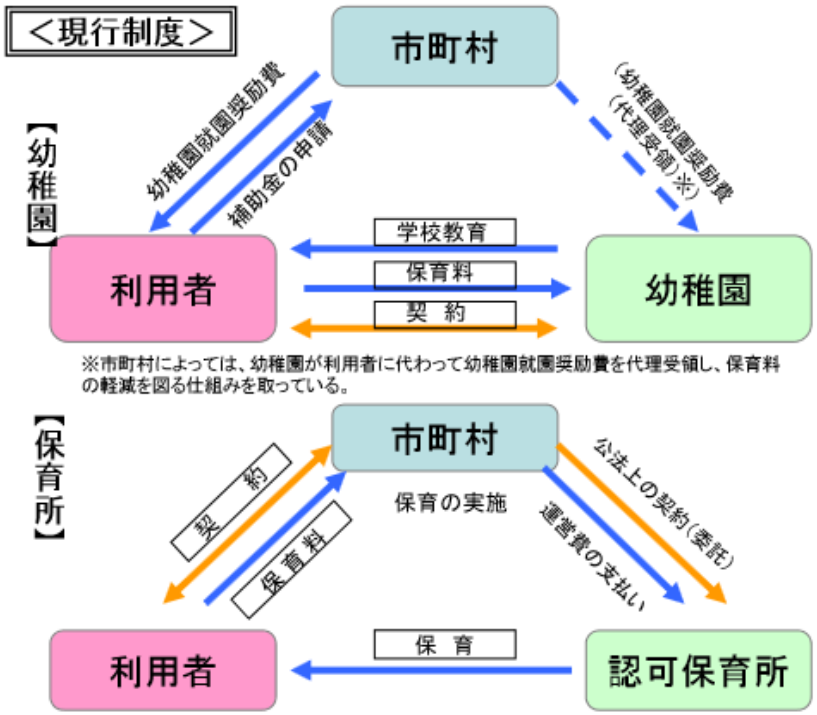

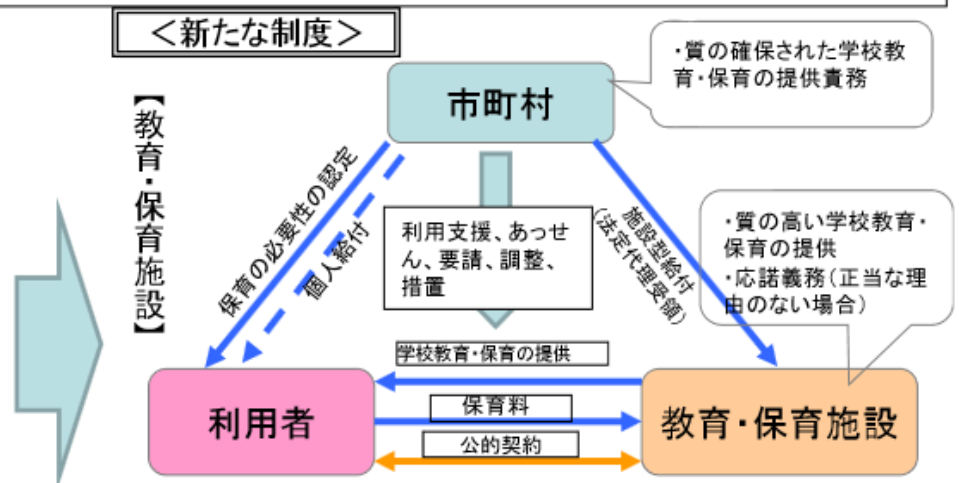

※ 児童福祉法第24条において、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから、私立保育所における保育の費用については、施設型給付ではなく、現行制度と同様に、市町村が施設に対して、保育に要する費用を委託費として支払う。
この場合の契約は、市町村と利用者の間の契約となり、利用児童の選考や保育料の徴収は市町村が行うこととなる。

※ 子ども・子育て支援給付に、多様な保育事業を行う事業者を対象とした地域型保育給付も含まれるが、上記の整理は、地域型保育給付にも共通するものである。

※国説明会資料参照

◆ 保育を必要とする場合の利用調整の手順（イメージ）

○ 当面の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。
○ 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者の間の契約とする。
○ 私立保育所は市町村と利用者の間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。

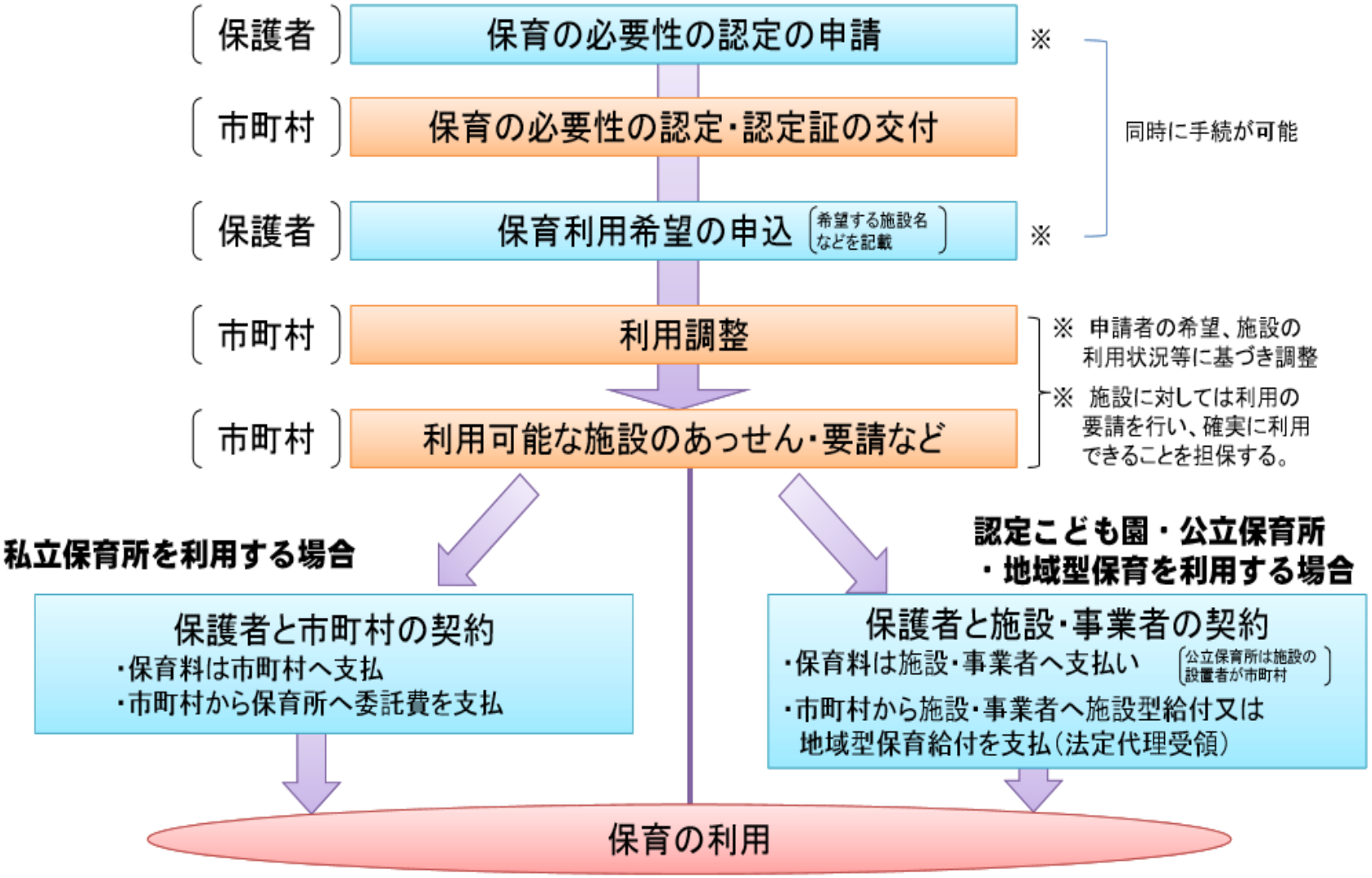

子ども･子育て支援事業計画について

位置づけ　子ども子育て支援法第61条に規定

※国説明会資料参照

子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供（イメージ）

子ども・子育て家庭の状況及び需要

- 満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭
  （子ども・子育てのニーズ）
  学校教育＋子育て支援
- 満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用する家庭
  （子ども・子育てのニーズ）
  学校教育＋保育＋放課後児童クラブ＋子育て支援
- 満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用する家庭
  （子ども・子育てのニーズ）
  保育＋子育て支援
- 満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭
  （子ども・子育てのニーズ）
  子育て支援

需要の調査・把握

市町村子ども・子育て支援事業計画

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

- 認定こども園、幼稚園、保育所 ＝ 施設型給付の対象※
- 小規模保育事業者
  家庭的保育事業者
  居宅訪問型保育事業者
  事業所内保育事業者
  ＝地域型保育給付の対象※

（施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応）

地域子ども・子育て支援事業　※対象事業の範囲は法定

- ・地域子育て支援拠点事業
  ・一時預かり
  ・乳児家庭全戸訪問事業等
- ・延長保育事業
  ・病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ

※　施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

◎策定時期、計画期間◎

平成26年度策定、
平成27年度～平成31年度(５か年度)を計画期間とする。

◎内容◎

基本的記載事項

①教育・保育提供区域の設定
②教育・保育提供区域ごとの各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
③教育・保育提供区域ごとの各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
④幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

任意記載事項

産休、育休後の利用環境の整備や、都道府県が行う専門的な知識や技術を要する施策との連携、職業生活と家庭生活の両立のための環境整備等

これから子ども・子育て会議で決定していくこと

※国説明会資料参照

本格施行までの現時点での想定イメージ（平成27年度施行を想定）

→ 国で実施　→ 自治体で実施

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
主な動き（想定）			4月　消費税8%引き上げ（注1） 保育緊急確保事業実施	本格施行（注2） 10月　消費税10%に引き上げ（注1）
基本指針・事業計画		会議等での検討 市町村・都道府県事業計画の検討		
認可基準（幼保連携型認定こども園）・確認基準		会議等での検討	条例の検討 認可・確認事務	
保育の必要性の認定基準		会議等での検討	認定事務	
公定価格	実態調査	実態調査、会議等での検討	骨格の提示 利用者負担の設定	
市町村事業		会議等での検討	条例（注3）の検討 届出受理・事業実施準備	
幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）		関係審議会等での検討	ガイドライン等の策定 認定こども園職員に対する研修等	
保育緊急確保事業		対象事業、要綱等の検討 保育計画の改定（特定市町村）	保育緊急確保事業の実施	
実施体制	子ども・子育て支援新制度施行準備室（内閣府） 自治体において準備組織を設置			子ども・子育て本部（内閣府） 一元的実施体制を整備

子ども・子育て会議設置
地方版も順次設置

（注1）消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。
（注2）本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。
（注3）地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

・基本計画の策定
・新しい保育事業を町が認定するための条例検討
・園に給付を行うための確認制度の条例検討
・放課後児童クラブの基準の条例検討
・保育の必要性の認定基準検討
・利用者負担の設定